身体障害者旅客運賃割引規則

（制　　定　2020年 4月 1日）
（最終改正　2026年 6月14日）

（適用範囲）

第 1 条　この規則は、身体障害者が、単独でまたは介護者とともに、西武鉄道株式会社の経営する鉄道（以下「西武線」という。）および連絡運輸の取扱いをする会社線を乗車する場合に適用する。

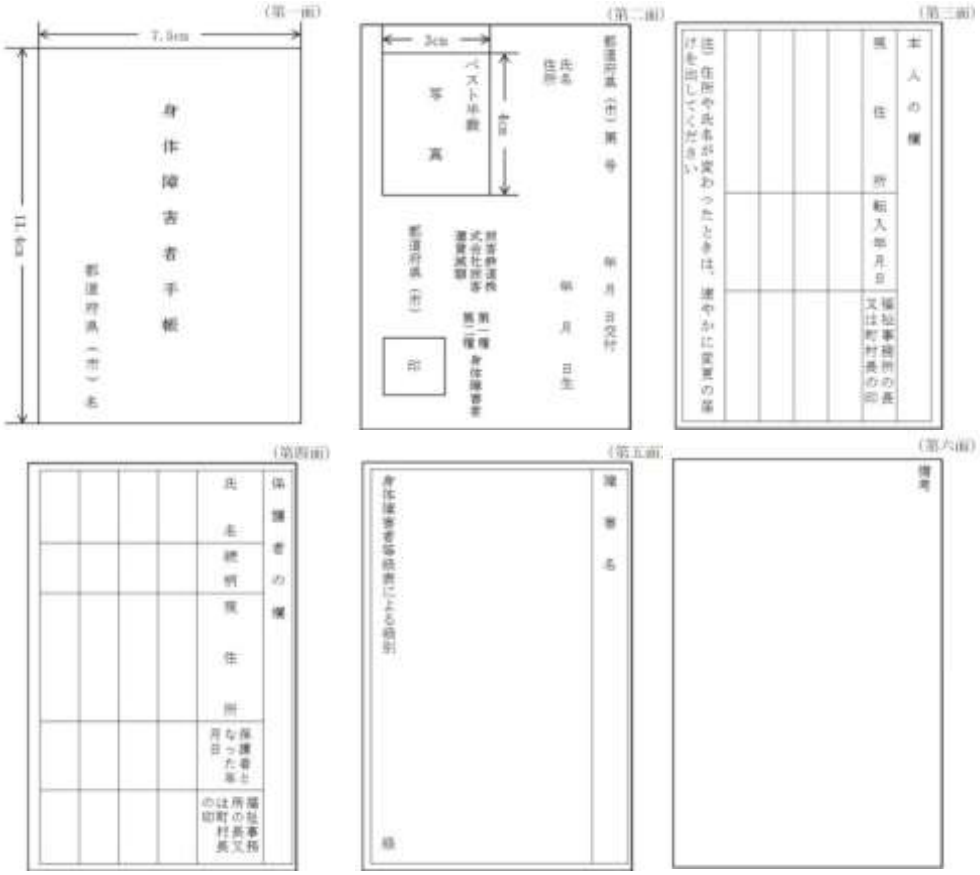
（身体障害者）

第 2 条　この規則において「身体障害者」とは、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4 項に規定する身体障害者手帳の交付を受けている者のうち、別表に掲げる障害種別に該当するものをいう。

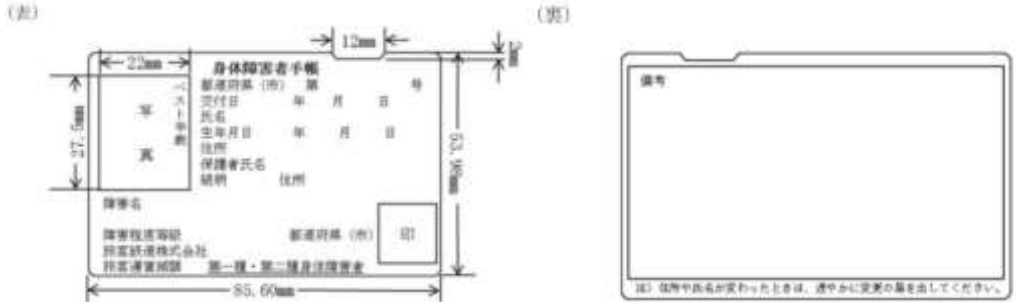
（注１）身体障害者手帳の様式は、次のとおりである。

「身体障害者手帳の様式等について」（2019年3月29日障発0329 第31号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）により示された様式

ア　紙様式（例）



イ　カード様式



身体障害者旅客運賃割引規則

（注２）「マイナンバーカードを活用した身体障害者手帳等情報のデジタル化による本人確認について」（2020年10月19日国鉄事第304号国土交通省鉄道局長通知）によるものは、第８条に定める割引乗車券類の購入申込みの際ならびに第１１条に定める乗降の際および乗車船中の呈示に限り、注１に掲げる様式による身体障害者手帳に代わるものとすることができる。

2　前項の身体障害者を、別表に掲げる第1種身体障害者および第2種身体障害者に分ける。

3　第1種身体障害者および第2種身体障害者の別については、身体障害者手帳の「旅客鉄道株式会社旅客運賃減額」欄の記載により確認することができる。

（介護者）

第 3 条　身体障害者が、第1種身体障害者および定期乗車券を使用する12才未満の第2種身体障害者であるときは、身体障害者1人に対して、1人の介護者をつけることができる。

2　前項の介護者は、係員が介護能力があると認められる者であって、その購入する乗車券類の種類・乗車区間および有効期間が身体障害者と同一で、身体障害者の乗車券類と同時に購入するものでなければならない。

（割引乗車券類の種類）

第 4 条　身体障害者に対して割引の取扱いをする乗車券類の種類は、次のとおりとする。

(1)普通乗車券

第1種身体障害者が単独または介護者とともに乗車する場合および第2種身体障害者が単独で乗車する場合に発売する。

(2)定期乗車券

第1種身体障害者および12才未満の第2種身体障害者が介護者とともに乗車する場合に発売する。

(3)普通回数乗車券

第1種身体障害者が介護者とともに乗車する場合に発売する。

2　介護者に対して割引の取扱いをする乗車券類の種類は、前項の規定により身体障害者が介護者とともに乗車する場合に発売する乗車券類と同一とする。ただし、身体障害者に対して通学定期乗車券を発売する場合であっても、介護者に対して発売する定期乗車券は、前条第2項の規定にかかわらず、通勤定期乗車券に限るものとする。

（注）介護者が通学定期乗車券の使用資格者であっても、介護者に対しては、通学定期乗車券を発売しない。

（取扱区間）

第 5 条　身体障害者および介護者に対して発売する割引乗車券類の取扱区間は、次の各号に定めるとおりとする。

(1)乗車券については、西武線および連絡運輸の取扱いをする会社線の各駅相互区間とする。ただし、身体障害者が普通乗車券によって単独で乗車する場合は、片道の営業キロが100キロメートルをこえる区間に限る。ただし、西武線内に限って乗車する場合は50キロメートルとする。

（割引率）

第 7 条　身体障害者および介護者に対する割引率は、5割とする。ただし、小児定期乗車券に対しては、旅客運賃の割引をしない。

（割引乗車券類の購入申込み）

第 8 条　身体障害者が割引乗車券類を購入する場合は、身体障害者手帳を発売箇所に呈示し、口頭または適宜な申込書をもって必要な乗車券類の申込みをしなければならない。 ただし、第2条の規定にかかわらず、西武線内相互発着(連絡となるものを除く)となる普通回数乗車券、または定期乗車券を発売する場合は、「ミライロID」が「マイナンバーカードを活用した身体障害者手帳等情報のデジタル化によ

る本人確認について」（2020年10月19日国鉄事第304号国土交通省鉄道局長通知）によらないものであっても、身体障害者手帳の呈示に代えることができる。

（介護者の同行）

第 9 条　第3条第2項に規定するところにより購入した乗車券類は、身体障害者と、その介護者とが、同一の列車により乗車する場合に限って有効とする。

（割引乗車券類の旅客運賃・料金の払いもどし）

第 10 条　第3条第2項に規定するところにより購入した乗車券類に対する旅客運賃・料金の払いもどしは、身体障害者に対する乗車券類とその介護者に対する乗車券類とについて、ともに行う場合に限って取り扱う。

（身体障害者手帳の携帯）

第 11 条　身体障害者またはその介護者は、乗降の際および乗車中は、身体障害者手帳を携帯して、係員の請求があったときは、いつでも呈示しなければならない。 ただし、第2条の規定にかかわらず、西武線内相互発着(連絡となるものを除く)となる普通回数乗車券、または定期乗車券の場合は、「ミライロID」が「マイナンバーカードを活用した身体障害者手帳等情報のデジタル化による本人確認について」（2020年10月19日国鉄事第304号国土交通省鉄道局長通知）によらないものであっても、身体障害者手帳の呈示に代えることができる。

（その他の取扱方）

第 12 条　前各条の規定以外の取扱方は、旅客営業規則による。

(乗車券類の発行方等)

第 12 条の 2　西武線内に限って乗車する大人の身体障害者ならびに介護者が、自動券売機により、小児用普通乗車券を購入した場合は、その券面に ㊎　㊍　㊐　の表示を省略することができる。この場合、改札口で入場の際に障害者手帳を呈示するものとし、介護者が同行する場合は、同時に入出場しなければならない。

身体障害者旅客運賃割引規則

別表

身体障害者の範囲及び種別の区分

<table>
<tr><td colspan="3">障害種別
等級及び割引種別</td><td>第１種身体障害者
（本人及び介護者）</td><td>第２種身体障害者
（本人）</td></tr>
<tr><td colspan="3">視覚障害</td><td>１級から３級及び４級の１</td><td>４級の２、4級の3、５級及び６級</td></tr>
<tr><td rowspan="2">聴覚又は平衡機能の障害</td><td colspan="2">聴覚障害</td><td>２級及び３級</td><td>４級及び６級</td></tr>
<tr><td colspan="2">平衡機能障害</td><td>―――</td><td>３級及び５級</td></tr>
<tr><td colspan="3">音声機能、言語機能又はそしやく機能障害</td><td>―――</td><td>３級及び４級</td></tr>
<tr><td rowspan="5">肢体不自由</td><td colspan="2">上肢</td><td>１級、２級の１及び２級の2</td><td>２級の３、２級の4及び３級から６級</td></tr>
<tr><td colspan="2">下肢</td><td>１級、２級及び３級の１</td><td>３級の２、３級の３及び４級から６級</td></tr>
<tr><td colspan="2">体幹</td><td>１級から３級</td><td>５級</td></tr>
<tr><td rowspan="2">乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害</td><td>上肢機能</td><td>１級及び２級</td><td>３級から６級</td></tr>
<tr><td>移動機能</td><td>１級から３級</td><td>４級から６級</td></tr>
<tr><td rowspan="3" colspan="2">心臓、じん臓若しくは呼吸器又はぼうこう若しくは直腸、小腸、ヒト免疫不全ウィルスによる免疫若しくは肝臓の機能の障害</td><td>心臓、じん臓若しくは呼吸器又は小腸の機能障害</td><td>１級、３級及び４級</td><td>―――</td></tr>
<tr><td>ぼうこう又は直腸の機能障害</td><td>１級及び３級</td><td>４級</td></tr>
<tr><td>ヒト免疫不全ウィルスによる免疫又は肝臓の機能障害</td><td>１級から４級</td><td>―――</td></tr>
</table>

（注１） 上記の障害種別及び等級は、身体障害者福祉法施行規則別表第５号（2018年７月1日現在）によるものである。

（注２） 上記左欄に掲げる障害を２つ以上有し、その障害の総合の程度が上記第１種身体障害者欄に準ずるものも第１種身体障害者とする。